

# 新宿区いじめ防止等のための基本方針

平成 26 年 3 月 5 日

25 新教指指第 672 号決定

新宿区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という。）及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定めます。

## 1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決します。

## 2 組織等の設置

教育委員会は、各学校のいじめ、不登校その他問題行動（以下、「いじめ等」という。）の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援し、幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒」という。）の健全育成を図るため、必要な組織を設置して対策を推進します。

### ○ 子ども学校サポート部会の設置

新宿区は、平成 17 年から、子ども家庭関係組織を「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に再編成し、関係機関等との連携により、児童虐待やいじめ等の問題に対応してきました。

同ネットワークは、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者支援地域協議会として位置付けられてきました。推進法の施行に伴い、同ネットワークの「代表者会議」を推進法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の機能を有するものとして、また「子ども学校サポート部会」を推進法第 14 条第 3 項の組織として位置付け、これまで以上にいじめ防止対策を推進します。

### ○ 学校問題支援室の設置

各学校におけるいじめ等への対応が効果的に行われるよう、学校の対策への指導・助言、サポートチーム会議のコーディネート、関係機関等との連絡調整を行う組織として、「学校問題支援室」を設置します。

### ○ 学校問題等調査委員会の設置

いじめにより児童・生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態に対処するため、「学校問題等調査委員会」を設置します。

### 3 未然防止に向けた取組み

教育委員会は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止に取り組めます。

#### ○ 人権教育の充実

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進委員会で取り組むべき課題や指導の在り方を協議するとともに、人権尊重教育推進校を指定し研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。

#### ○ 体験活動の充実

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における体験活動等を支援します。

#### ○ 情報モラル教育の推進

インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめに学校が対応していくため、小中学校が情報モラル教育を推進できるよう、専門家を活用して授業を支援します。

#### ○ 児童会・生徒会活動の充実

いじめの防止には、児童・生徒自らの主体的な取組みが大切です。生徒会役員交流会においていじめをテーマの一つに設定するなど、各学校の児童会・生徒会活動を支援します。

#### ○ 保護者・地域住民との連携の促進

いじめの防止は、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関等が連携していくことで効果的に進めることができます。学校、家庭、地域、関係機関等との連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の開催等を支援します。

### 4 早期発見に向けた取組み

教育委員会は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組みを支援するとともに、児童・生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

#### ○ ふれあい月間

小中・特別支援学校において、児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。

この取組みが充実し、いじめが早期に発見され、早期解決につながるよう、各学校への調査及び指導の支援を行うとともに、保護者や区民へ情報を提供します。

#### ○ スクールカウンセラーの派遣

いじめ等に関する児童・生徒及び保護者の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全ての小中学校に派遣します。

○ 新宿子どもほっとライン

目に見えるいじめだけでなく、隠れたいじめを発見し早期対応につなげるため、専用電話「新宿子どもほっとライン」で、児童・生徒及び保護者から広く相談を受付けます。

○ 教育相談室

いじめ等の早期発見及び早期対応に向け、区立教育センターの面接相談及び電話相談の窓口で、児童・生徒及び保護者からの相談を受けるとともに、関係機関等との調整を図ります。

○ 相談機関等の周知

児童・生徒及び保護者がいじめ等の相談機関を身近に感じられるよう、年度当初、ふれあい月間等、定期的に相談窓口の周知を行います。

## 5 解決に向けた取組み

教育委員会は、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が的確に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によって解決します。

○ 学校問題支援室による支援

いじめは原因が多岐にわたるため、継続的なケアが欠かせません。学校問題支援室では、各学校におけるいじめの状況の調査及び分析を行い、いじめの防止等のための取組みが充実するよう支援します。

また、スクールソーシャルワーカーが適宜学校や家庭を訪問して、状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

○ 関係機関等との連携

いじめの解決には、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が欠かせません。「子ども学校サポート部会」及び「学校問題等調査委員会」において、いじめ等に係る情報や課題を共有し、解決策について検討します。

また、必要に応じて警察等との連携を図り、解決にあたります。

○ 出席停止等の措置

重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、いじめを行った児童・生徒に対する出席停止の措置や、いじめを受けた児童・生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

○ 教職員研修会の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。教職員が適切に対応できるよう研修の充実を図ります。

## 6 重大事態への対応

いじめにより児童・生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。

しかし、万一重大事態が発生した場合には、教育委員会はいじめを受けた児童・生徒とその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取組みます。

### ○ 学校問題等調査委員会による調査

重大事態が発生した場合、学校問題等調査委員会が真相究明に向けて調査し、調査結果をいじめを受けた児童・生徒の保護者及び新宿区長に報告します。

### ○ 児童・生徒の心のケア

重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒やその家庭に対する心のケアを最優先し、関係機関等と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施します。

## 7 取組みの評価・改善

教育委員会は、各学校のいじめ防止等の取組みが適切に行われるように支援するとともに、教育委員会自らのいじめ防止等の取組みを定期的に評価・改善します。

### ○ 「いじめ防止プログラム」の提供

各学校におけるいじめ防止等の取組みが確実に行われるよう、参考資料として「いじめ防止プログラム」を作成し、各学校に提供します。

「いじめ防止プログラム」には、いじめ理解のための資料に加え、各学校の取組みの参考となる、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な内容を示すとともに、児童・生徒アンケート、校内研修、保護者会等で活用できる資料を掲載します。

### ○ 学校評価における共通項目の設定

いじめ防止等の取組みが的確に評価され、充実・改善されるよう、各学校の実施する学校評価に共通の項目を設定します。

### ○ 第三者評価及び教育委員会訪問

各学校のいじめ防止等の取組みを進める上で、学校運営の改善が図られるよう、第三者評価委員による外部評価や教育委員会による学校訪問を活用し、校長等への指導・助言を行います。

### ○ 地域協働学校運営協議会の活用

いじめ等を解決していくためには、学校の取組みだけではなく、保護者や地域住民が協力していくことが大切です。学校の課題を共有し、地域と共に解決策を考えて実施するため、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域協働学校運営協議会を活用していきます。

### ○ 教育委員会の取組みの評価・改善

教育委員会は、毎年度、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ等についての防止対策の課題や課題解決に向けた取組みについて協議し、基本方針や学校に提供する「いじめ防止プログラム」などを改善していきます。